

平成28年度 夏季セミナー

パネルディスカッション（平成28年9月17日（土）開催）

## 「現代日本の裁判制度の現状と課題

—身近な裁判手続：裁判員制度と調停手続—

コーディネーター ● 大坪 丘 特任教授

パネリスト ● 本間 榮一 特任教授

鈴木ルミ子 特任教授

○浅野 それでは時間になりましたので、平成28年度大東文化大学法科大学院の夏季セミナーを開催したいと存じます。

私は、きょうの司会進行を務めます、法科大学院の浅野と申します。よろしくお願いたします。

まず、私のほうからこの企画の趣旨をお話させていただきたいと思いますが、毎年当本学法科大学院ではですね、夏季休暇の最後、後期の最初のところで、夏季セミナーということで、外部からの先生をお招きして講演会を開催しているというのが通常でございます。ことしは、外部から先生をお招きするのではなくて、本学の先生の中にも本学でご指導いただく前に実務の中で御業績、ご経験を積まれておられる先生方がたくさんいらっしゃいますので、そういう方々から日ごろの授業では聞くことのできないようなこれまでの実務の中でのご経験、あるいはそういったことを通じて御研究をなさっていらっしゃることに、お話をいただくことができないかというふうなことで、ことしの夏季セミナーを企画いたしております。

それで、きょうご登壇いただきます先生でございますが、大坪先生、それから本間先生、鈴木ルミ子先生。本学の3人の教授としてご指導いただいております先生でございますが、この3人をお願いをいたしております。

3人のご紹介を、まず私のほうから簡単にさせていただきたいと思いますが、大坪先生でございますけれども、このパンフレットにございますように、裁判官としての経験が非常に豊かで、実績を非常にたくさん積まれた先生でございます。最高裁判所の事務総局の行政局課長、あるいは最高裁判所の調査官、東京・横浜各地方裁判所の部総括判事、熊本の地方裁判所所長。それから東京高等裁判所の部総括判事、横浜地方裁判所の所長と、極めてたくさんのお要職を御歴任されてですね、本学でご指導いただいております。きょうはコーディネーターとしてお願いをいたしております。

それからパネリストの2人の先生でございますが、本間榮一先生。こちらも裁判官としての経験が非常に豊かな先生でございます。特に、刑事裁判等のご経験もかなり豊富にお持ちでございます。各地方裁判所、東京高等裁判所に勤務されておられまして、仙台地方裁判所の部総括判事、東京家庭裁判所の部総括判事、東京家庭裁判所の所長代行ですね。それから福島家庭裁判所の所長、水戸家庭裁判所の所長を歴任いたしまして、本学で御教鞭をとっておられます。

それからもうひとつ、パネリストとして鈴木ルミ子先生でございますが、女性裁判官としての非常に経験の豊かな先生でございます。新潟地方裁判所で判事補として任官された後に、各地方家庭裁判所に勤務され、東京家庭裁判所の家事部所長代行を歴任されておられます。

きょうはそういった、裁判官としての非常に豊かな経験をお持ちの先生方の司法での第一線でご活躍されたときの経験を踏まえて、こういう研究会が開けますことを非常に私、うれしく思っておりますし、またいろいろ期待をしてお聞きしたいというふうに思っております。これから夏季セミナー開催いたしますが、まず冒頭に本学の研究科長の片山のほうから御挨拶をさせていただきたいと思います。

では先生よろしく願いいたします。

○片山 片山です。本日はお集まりいただきましてありがとうございます。3連休の始めにも拘わらず、それをわざわざ来ていただいたということで大変喜んでおります。本日は、いま浅野教授からご紹介がありました、実務の経験の

非常に深い先生方からお話をいただけるということで、私たちにとって貴重な話が聞けるだろうと思っています。あとで質問のコーナー等もございますので、ぜひ遠慮なく質問をされて、実りの多い時間を過ごしていただければと考えております。

挨拶はこれくらいにいたしまして、早速パネルディスカッションを始めさせていただきますと思います。では、浅野先生並びにパネラーの先生方よろしく願います。

○浅野 それでは3人の先生、ご登壇をお願いします。それでは、この後は大坪先生にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○大坪 ただ今、浅野教授から過分なご紹介をいただきました、大坪でございます。このパネルディスカッションの司会を務めさせていただきます。本日のテーマは、「現代日本の裁判制度の現状と課題」という、大変大きなものになっていますが、このテーマは、私どもで付けたものではありません。私たちは、いまご紹介にもありましたように、実務家でございます、少なくとも私は、日ごろ巨視的、学問的に「現代日本の裁判制度の現状と課題」なるものを考えているわけではありません。今日は、あくまで実務家としてのこれまでの体験に基づいて、身の丈のレベルでの「現代日本の裁判制度の現状と課題」を議論していきたいと思っております。あるいはこの表題を見てもっと高度な話が聞けると思っておいでになった方たちがおられましたらどうかご勘弁いただきたいと思っております。

裁判制度にもいろいろございますが、きょうは副題にもありますように、裁判制度のうち、裁判員裁判と調停、—なお、調停という表題ではございますが、そのうち特に家事調停—を取り上げるということにさせていただきました。

この裁判員裁判と調停というのは、日本における国民の司法参加の制度として代表的なものであるとあってよいと思います。このうちの裁判員裁判は、皆さんご承知のように平成21年5月から実施されるようになった、まだ全く新しいものでございますが、これまでの刑事裁判のあり方、運用の仕方というの

を劇的に変えたものでございます。まだ6、7年しかたっていない。もっとも、裁判員裁判の導入前にも、昭和3年から昭和18年ぐらいまでの間、陪審員裁判というのを実施した歴史もありますが、いまの裁判員裁判制度はそれとは別の全く新しいものといってよいと思います。

それに対して、調停制度というのは、これも皆様ご承知だと思いますが、大正11年の借地借家調停というのからスタートしたもので、90年を超える歴史を持つ、いわば司法参加の老舗でございます。

ただ、この老舗の調停についても、近々の社会状況の変化への対応を現在強く迫られておまして、そのうち特に家事調停について言いますと、平成25年に施行された家事事件手続法の制定に伴って、大きな運用改善が図られているところでありまして、この家事調停の運用については、現在非常にホットなテーマになっているということになります。

そして、後ほどこのテーマとの関係で若干自己紹介をしていただきますが、本間先生は刑事裁判を長年担当しておられて、裁判員裁判を語るにふさわしい方ですし、鈴木先生は家事事件を長年担当されて、しかも、家事事件手続法制定に伴う家事調停の運用改善の場面でもいろいろ活躍された方ですので、家事調停を語るにふさわしい方ということで、今日は、現在の裁判手続の中で非常にホットなテーマである裁判員裁判と家事調停にスポットを当てることにいたしました。そして、本間先生に裁判員裁判について、鈴木先生に家事調停について皮切りとして語っていただき、その後、三者で適宜自分の経験に基づいて意見交換をしたいと考えております。また、会場の皆さんも、こういう小規模な集まりでございますし、適宜ご発言いただいて構いません。パネリストの発言について何かご意見なり、ご感想なり、ご質問なりがあれば適宜発言していただくという進行にしたいと思っております。

それで最初にまずお二人のパネリストから、先ほど一般的な経歴についてはご紹介がありましたが、きょうのテーマとの関係で今までどういうふうなお仕事をされてきたかという点をご紹介していただきたいと思います。まず、本間先生。

○**本間** 本間でございます。先ほど大坪先生から私が裁判員裁判を語るにふさわしいというご紹介がありましたが、実は裁判官として裁判員裁判を経験していませんし、また、現在弁護士登録をしているのですが、弁護士としてもまだ裁判員裁判は経験していません。そこで、今日は、書物や雑誌で紹介されていることを踏まえながら裁判員裁判に関してお話させていただきます。

最初に自己紹介をさせていただきますが、司法研修所の期は28期になります。昭和51年に任官しました。勤務のスタートの裁判所は宇都宮地裁でした。それから、前橋地家裁、大阪地裁、山形地家裁米沢支部、横浜家裁、宇都宮地家裁栃木支部、宇都宮地家裁、宇都宮地家裁の真岡支部、東京高裁、仙台高裁、東京家裁、福島家裁、水戸家裁と順に勤務し、水戸家裁で定年退官いたしました。民事・刑事の関係で見ると、東京高裁に行くまでは、大体同じぐらいの経験年数でしたが、東京高裁で刑事部に配属となり、さらに、仙台地裁では刑事部の部統括となって、刑事の経験が長くなりました。

○**大坪** ありがとうございます。では鈴木先生。

○**鈴木** 私も現在は第一東京弁護士会に所属して弁護士をしております。家事事件手続法の施行前に裁判官を退官しておりますので、忙しい施行準備時期を裁判官として過ごしましたがけれども、家事事件手続法が施行された後に、どのようにそれが運用されているかということに関しては、裁判所の側からは体験していません。

ただし、実は弁護士として何件か家事調停を経験しております。手続代理人として家事事件の手続に関与をしております、昨日もある裁判所で遺産分割調停に代理人として出席してまいりました。後にいろいろお話をさせていただきますけれども、施行に向けた準備に関わった手続法がこういうかたちで運用されているんだということを当事者の側から体験して感慨深いところがございます。

私は3人の中では左陪席のつもりで発言をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○大坪 ありがとうございます。では最後に、私についても若干自己紹介させていただきますと、この3人の中では一番古参でございます。私が担当したのはほとんど民事事件ないし行政事件でございます、刑事事件についてはなんと昭和57年から58年、一会場におられる方の中にはそのころ生まれていない方も多数いるのではないかと思います—、奄美大島にある鹿児島地家裁名瀬支部というところで、これまた余談ですが、ここはNHKの土曜ドラマの、「ジャッジ～島の裁判官奮闘記～」の舞台になったところです、その時代に若干したことがあるというだけでございまして、刑事裁判についてはほとんど何も知りません。ただですね、本間先生は裁判員裁判にタッチしたことはないというお話でしたが、私は実を言うと、裁判員裁判そのものをやったことがあるわけではないのですが、裁判員裁判に関しては若干外側から関与した経験があります。私は平成16年から18年にかけて熊本地裁の所長を務めております。この平成16年は、裁判員法が制定された年でございます。裁判員法が施行されたのは平成21年でございます、法律が作られた平成16年から施行された平成21年まで5年という期間があるのです。これはなんで5年という期間があるかというと、非常に大きな手続法の改正であり、しかも、国民の皆さんに裁判に参加していただくという制度なので、一つは国民の皆さんに対する広報活動をしっかりやっていく、それからもう一つは今まで全く経験のない、国民の皆さんと一緒に裁判をするということで、刑事裁判官たちが、どういうふうに裁判を運用、実施していくかを研究するため—これは裁判官だけではなくて検察官や弁護人も同様だったと思いますが—、模擬裁判を何十回、何百回と試行した、そういう施行のための準備の期間だったわけです。丁度その時期に私は熊本地裁の所長を務めました。その関係で、熊本におきましても、所長といたしまして、裁判員裁判とはどういうものかというのを最高裁が作ったパンフレット等を読んで勉強した上、例えば、高校へ出かけて行って出前授業をする、中学へ行って出前授業をする、あるいは、一般の方々のご参加をいただいて、講演会をやる、さらにはテレビ、新聞からインタビューを受け、—その中で1回だけ、熊本の地方局ですが、テレビに生出演をして、しんどい思いをしたという貴重な経験もあります—、裁判員裁判について語るというようなことをしまし

た。そして、これまた国民に向けての広報活動としてですけれども、新聞等で公募して裁判員役をしてくださる一般の方々を集め、裁判所が主催して模擬裁判をするということになったときに、刑事裁判官の役にはもちろんプロの刑事裁判官になってもらったのですが、検察官役と弁護人役を誰が務めるかということで、暇だった所長である私が、では弁護人役を引き受けようということで、模擬裁判ではありますが、裁判員裁判の弁護人役をやった経験があります。なお、この模擬裁判では、検察官役は新任の判事補が検察官役を務めまして、僕は有罪を勝ち取って所長に勝つんだといって張り切り、裁判員の評決の結果が有罪になったという思い出がございます。そういう意味で、本間先生よりも少し経験があるといえるかもしれませんね。それから平成22年6月から横浜地裁の所長を務めたんですが、平成22年6月というのは、先ほど申し上げたように平成21年5月から裁判員裁判が施行されていまして、ちょうど1年目ぐらいの時期でしたので、まだいろいろと司法行政的にバックアップが必要な時期でございました。そういうバックアップをするため、刑事部の裁判長を集めて何かバックアップすることはないかという観点から実情を聞いたり、それから法曹三者と裁判員経験者との座談会—今もやっていると思いますが—を開催して、裁判員経験者に裁判員裁判について感想等を語ってもらおうという、そういう座談会を傍聴させてもらったりしていた経験もがございます。そういう意味で耳学問はしておりますので、後ほど、本間先生のお話に若干質問したり感想を述べたりできたらと考えております。

あと家裁の関係でございますが、私は、判事補時代に最高裁の家庭局というところにいたことがあるのですけれども、そこでは例えば全国の家裁から家事事件の裁判例を集めて最高裁が発行する「家庭裁判月報」という雑誌に登載するものを選別するというような仕事をしており、そこで家裁の家事事件というものを少し勉強しました。そのあと昭和56年から1年半という短い期間ではございますが、実際に東京家裁で家事事件を担当したことがございます。日によっては朝から家事事件の調停がぎっしり入っている、そういう経験がございます。もっとも、これはいずれも35年以上前の非常に古めかしい知識でございます。

今日は、そういう経験に基づいて、お二人にいわば気楽に質問したり、感想

を言わせていただこうかと思っております。会場の皆様方も適宜どうぞご発言  
いただきたいと思います。

それでは最初に、裁判員制度について本間教授からお話をいただいて、それ  
を皮切りとして少し皆さんからのご質問を受けたりご意見受けたりして、進行  
したいと思います。よろしくお願いします。

○本間 先ほど言い忘れましたが、裁判官としての実際の裁判員裁判は担当し  
ていないのですが、大坪先生のお話の5年の準備期間は、私が仙台地裁にいた  
ときでしたので、数回模擬裁判を経験しています。その経験も踏まえてお話を  
しようと思います。

それでは最初に、裁判員裁判の制度がどうして導入されたかという理由につ  
いてですが、裁判員裁判は国民の司法参加の1つです。国民の司法参加がどう  
して要求されたのかと言いますと、国民の皆様が司法に直接参加し、内部から  
司法を見て司法に対する理解を深め、司法を身近なものと感じて、その上で司  
法をしっかり支えていただくということだと思います。今までやってきた刑事  
裁判に大きな欠陥があって、それを補うために裁判員裁判を導入するというも  
のではないと言われています。松尾浩也先生が、日本の刑事裁判を自動車工場  
で作られる自動車に例えながら、おおよそ以下のように説明されています。す  
なわち、日本の自動車工場で作られた自動車は良いものであり、立派な出来具  
合であるなどと言われるが、自動車がどのような生産ラインで作られているの  
か、自動車が出来上がる過程が良く分からない、というものです。刑事裁判で  
いえば、結論は申し分ないが、結論に至る過程が国民の皆様理解していただ  
けるようにしなければ、国民の皆様から司法を支えていただくことはな  
かなか困難であるということだと思われま。

順序に従って、刑事手続の状況についてももう少し説明を加えますと、最初の  
捜査段階においては、被疑者の取調べを中核とした緻密な捜査が行われ、証拠  
を集めます。検察官は、集められた証拠を十分に検討して起訴するか否かを判  
断します。起訴に際しての嫌疑は、司法修習生の教材である検察講義案によれ  
ば、かなり高度な有罪の確率があるときとされており、これは検察の実務慣行



だとされています。このように高度な嫌疑があつて犯人として間違いないとしても、起訴便宜主義というのがあり、いろいろな事情を考慮して起訴しないということもできるので、検察官は、起訴すべきかどうかを慎重にふるい分けして、起訴すべきと判断したものは起訴するということになります。起訴されたものが次の公判段階にいくと、自白事件では当事者に争いがないので、捜査段階で作成された証拠書類は、通常弁護人が同意することになりますので、これが法廷に出されて取り調べられます。否認事件ですと、事実関係に争いがあることから、この点に関する捜査段階の証拠書類は、通常弁護人が同意することはないので、証拠書類の代わりに証人尋問が行われますが、検察官は、証人から捜査段階の書類の内容のと通りの供述を引き出すように努めることとなります。いずれにしても、公判は、捜査段階の証拠書類に大幅に頼った審理ということになります。法廷での審理が終わると、裁判官は法廷外で証拠書類を読み込み、その他の証拠もあわせて記録を丁寧に検討して心証を形成することになります。そして、判決においては、争いのある事件では詳細な事実認定がなされ、また、自白事件においても比較的丁寧に量刑の理由が述べられていると思います。これまでの刑事裁判の流れは以上のとおりですが、先ほどの検察官の起訴の実情もあつて、ほぼ100%近い有罪率となっており、刑事裁判の結果は国民の皆様から高い評価を得ています。しかし、自動車が作られる過程が分からないという前述の自動車工場の例のように、判決は国民の皆様から高い信頼を得られているものの、法廷では法律の専門用語が多用され、法廷での証拠書類の取調べは要旨の告知で行われることが多いことなどから、国民の皆様方にとっては、傍聴席で聞いていても審理の過程はよく分からないというのが実情だと思えます。

ところで、裁判員裁判の制度は、一般の国民の皆様が裁判官と合議体を構成して事実認定、法令の適用や量刑を行うので、国民の皆様に大きな負担をかけるわけにはいきません。今までの裁判のように、法廷以外のところで捜査段階の証拠書類を丁寧に読み込んで心証を形成してもらうということは国民の皆様には大きな負担となり、そのようなことは予定されていません。そうすると、裁判員裁判は、法廷で見て聞いて分かる審理、法廷で心証を形成できるような審

理が行われることが前提となってきます。裁判員裁判の法廷は、審理の過程、内容が良く見えるということになり、いままでの法廷とガラッと変わることになります。

○大坪 裁判員裁判が導入されるに至った経緯の説明としてはそういったところかと思いますが。実際に裁判員裁判が導入されて、どういうふうに刑事裁判が変化して、それが具体的にどういう結果をもたらしているか、それに対する一般国民からの、あるいは専門家からの評価はどうかとか、そういうあたりいかがですか。

○本間 裁判員裁判は、先にお話ししたとおり、一般の人が合議体を組んで裁判をすることから、そんな時間をかけるわけにはいきません。裁判に時間がかかるということになると、裁判員裁判に参加した一般の人の負担は大きなものとなります。そこで、裁判に時間をかけないために公判でやる審理の争点を整理し、証拠も整理するという手続、すなわち公判前整理手続が必要となります。そして、公判前整理手続を経て公判が始まったら、連日的に開廷して集中的に審理をし、そして、審理を終えたら早い時期に判決するということが予定されています。今までですと、連日的に開廷することはなく、開廷間隔は空いており、判決もそれなりの期間を置いて言い渡されていきましたので、裁判員裁判の進行はこれまでの裁判と大きく異なってきます。

ただ、捜査段階は、まだそんなに変わっていないと思います。

○大坪 今までのご発言はどちらかというと抽象的なレベルでのお話ですが、例えば自白事件を例にしますと、連日的開廷といいますが、普通何日くらい開廷されるのでしょうか。それから公判前整理はどれぐらいの期間行われるのでしょうか。そして、全体として見るとどれぐらい期間がかかるようになったのでしょうか。今までの刑事裁判より短くなったということになるのでしょうか。それと、連日的開廷というような形で審理がされて、どれぐらい参加する国民の皆さんにご負担をかけているかという、そういう点はどうでしょうか。

○**本間** 連日的開廷を行うと、自白事件ではそんなに日にちはかからないと思います。大体3、4日くらいで終わっていると思います。否認事件になると、否認の内容にもよりますが、連日的開廷といっても、裁判員が1期日に消化できる情報量にも限度がありますので、1日、2日などの若干の間を置いて開廷するというような工夫がなされると思われます。そこで少し時間を要すると思います。

○**大坪** 自白事件で3、4日というのは、従前の刑事裁判だったら、おそらく2時間くらいで終わっているケースでないでしょうか。それが4日ぐらいかかるようになったということですか。

○**本間** 判決までも含めて恐らく、そうかというふうに思います。

○**大坪** 判決までで4日。3日くらい連日開廷して、翌日判決するということですね。

○**本間** 翌日くらいということですね。

○**大坪** 今までの刑事裁判だとどういう流れになるのですか、逆に。

○**本間** 裁判体や事件により異なりますが、大体20日とか、判決の言渡しまで少し期日を置いていると思われます。これは私の推測になりますが。

○**大坪** 裁判員裁判では、公判前準備にどれくらい時間と手間がかかっていますか。

○**本間** 公判前整理手続は、主張・証拠の整理の中でいろいろなやり取りがなされているのでしょうか、現在、だんだん長期化しているということが言われています。公判前整理手続に要する日数はどのくらいかという具体的な数値は

正確に把握していませんが。

○大坪 私の耳学問で恐縮ですが、自白事件に関して言うと、全体を見ると、公判前整理手続を経て開廷して判決言渡しまでの期間を見ると従前より時間がかかっているのではないかと、この辺をもっと考えなくてはいけないのではないかという議論を聞いたことがあるので、お尋ねしてみたのですが。

○本間 やはり公判前整理手続で争点と証拠を整理したら、公判が始まると一気に進んでいくということになりますが、現在、公判前整理手続に若干時間がかかっているのだと思います。争点の整理は本当に重要な事項に絞ってということが言われていますが、当事者双方に意識がまだ十分ではないのかという感じでしょうか。否認事件ですと、検察官は細かいところまで主張する、弁護人もこれに応じて主張するということになり、そうすると、公判前整理手続が長くなってしまいうところに原因があるのでしょうか。これが自白事件ですと、専ら情状面が問題となり、そんなに長期化することはないと思いますが、情状面でも細かいところを主張しだすと、少し時間がかかるかもしれませんね。

○大坪 自白事件でも、多くの場合、証人を呼んで尋問する、あるいは被告人本人尋問をするというような、調書に頼らない審理になっているのでしょうか。

○本間 そうですね。裁判員裁判は、法廷で見て聞いて分かるという裁判なので、その観点からすると調書に頼らずに本人から直接聞くということが重要になると思います。調書を読んで聞かされ、耳に入ってくる情報を理解するというはかなり集中力を要することです。1時間くらい読んで聞かされることを集中して聞き取って理解しなさいということはなかなか困難なことだと思われます。そこで、実際に体験した人、あるいは見たり聞いたりした人を法廷に呼んで聞くのが一番分かりやすいと思います。自白事件ですと、捜査段階で被告人の供述調書が作成されていることから、検察官による被告人の供述録取書の証拠申請を採用して取り調べ、その後、弁護人が被告人質問をしていたのですが、

被告人が法廷にいるのですから、被告人から聞いた方が分かりやすいのではないかと、被告人の供述調書の採用は留保して被告人質問を先行させ、被告人質問の終了後、必要がなければこれを採用しないという形で手続きが進行しているのではないかと思います。

○大坪 すいません、途中でいろいろ質問をはさんでしまいました。続きの話をお願いします。

○本間 先ほど、裁判員裁判では、被告人からまず聞くということで手続が進んでいると思われると申し上げましたが、証人尋問についても、事件の内容や、性的な被害者の場合に法廷に呼んで聞くことは二次被害をもたらす可能性があるのも、法廷に呼ぶ方がいいのかなどを検討して証人の採用を決定しなければならないと思いますが、争いのない事件においても重要な事項については証人を呼んで調べることにより、証人や被告人から直接聞いて心証を形成するという方向に動いているように思います。

○大坪 この辺りで会場からご質問でもあるでしょうか。今までのところは、国民の司法参加が刑事裁判においてどうして導入されたかという話と、その結果、刑事裁判の進め方がどのように変化したかという—そのうちのほんの一部のお話でしかないとは思いますが—、そういう話があったのですが、この辺りでとりあえず何かご質問でもありますか。

昨年弁護士になったO君は刑事裁判をしたことがありますか。

○O やりました。

○大坪 裁判員裁判を担当したことはないですか。

○O 裁判員裁判の経験はないです。まだそこまでは。

○大坪 裁判員裁判は、国選事件では、かなり選別され、事前に勉強した人しか担当しないとかそういうふうな運用になっているのでしょうか。

○〇 複雑・重大事件が多いので、恐らく、国選の担当弁護士を振り分ける段階で、重大事件とそうじゃない事件とを振り分ける、重大事件については何年か弁護の経験を積まれている方に配転するという運用がとられていると思います。あとは実際、例えば、私は福島ですけど、福島ですと裁判員裁判を実施する裁判所が限られていて、例えば会津のほうであった事件なんかは郡山支部にいくんですね。そうしますと、会津の先生は受任しにくいという状況がありまして、逆に裁判員裁判になったことで、被告人の身柄が遠くに行ってしまうことが、ちょっと弁護人として困るという話を聞いたことがあります。その辺りが裁判員裁判と通常の裁判官裁判と違う点だと思うのですが。

○大坪 福島だと本庁と郡山支部が裁判員裁判をするのですよね。

○〇 はい。

○大坪 担当してみたいという感じはありますか。

○〇 ありますね。やはり逮捕され起訴されてから、公判前整理手続の期日が何度もありますので、第1回の公判までは時間がかかるっていう実態があるみたいですね。ですので、事件の内容にもよると思うのですが、起訴されてから第1回の公判までに半年ぐらいかかってしまう。自白事件でも結構時間かかったりするという話も聞きまして、逆に裁判員裁判になってから、第1回の公判までの期日が少し延びているという話も聞いたことがあります。

○大坪 ぼくも、自白事件でも、開廷されるとそう時間かからず終わるけど、それまでの準備に時間がかかる、弁護側としては、本当に自白事件として処理するのでいいかどうかを含めていろいろ慎重に争点を見きわめるということ

で、なかなか時間がかかっているという話を聞いたことがあります。

ほかに、この中でどなたか裁判員裁判をやった経験のある方はいらっしゃるのでしょうか。Hさんは担当したことはないですか。

○H 私は、平成21年当時は司法修習生で、その裁判員裁判の開始に向けて法曹三者がいろいろと準備をして、裁判員裁判の導入に備えていろいろ模擬裁判的なことをしているというところは目にはしているのですが、そのあと弁護士になってからは刑事事件をあんまりやっていません。裁判員裁判については担当したことはないのですが、東京では、普通の刑事事件と裁判員裁判を担当する事件というのは名簿が分かれていまして、裁判員裁判を担当するには幾つか研修を受けなければいけないとか、こういう経験を積まなければいけないという条件があって、その条件をクリアした人だけが名簿に名前を載せることができ、担当したくてもなかなかまわってこないという話は聞いていまして、同じ事務所のF弁護士は非常に熱心に裁判員裁判の担当を希望していたということだったのですが、なかなか担当できなかった。しかし、去年ぐらいに裁判員裁判を担当して、かなり準備が大変そうだったのを傍で見ております。以上です。

○大坪 かなり弁護側の準備は大変ですよ。

○H そうですね、事前の準備もいろいろ大変ですし、連続開廷ということになると、その日午前中に法廷があったら午後に次の日に備えていろいろな準備をしなければいけないので、その1週間は本当にもうそれだけに忙殺されてしまうような感じになって、ほかの仕事はなかなか手が回らないような状況になってしまっていたかと思います。

○A教授 単純な質問ですがけれども、本間先生は刑事裁判を担当されておられたのですが、実際に担当しておられた裁判官の立場として、こういう裁判員裁判というのを導入する必要性をお感じになっておられたのでしょうか。

こういうことやれば画期的にこういうことがよくなるとかですね、そういう実感というのがあったのか、実際に裁判をやっておられた裁判官としてどんな印象をもっておられたのでしょうか。もしこういうことがあればいいなとずっと思っておられてそれが実現したというのか、あるいはそういうことは別に特に感じてなかったんだけど、周りの流れでそういうふうになっていったのか。その辺のところをお話いただけませんか。

○本間 先ほど申し上げたように、裁判官として緻密な事実認定をして判決をしていたと思っていますので、この点は、先ほど申し上げたように一定の評価を得られていたと考えていますが、審理はどうかというと、確かに一般の方が傍聴されても、法廷では専門用語がいろいろ飛び交うので、まずはその専門用語が分からないということがあり、書証の取調べが要旨の告知で行われることから、聞いていても内容が分かりにくいところがあったと思います。しかし、私自身としては、なるべく傍聴人にも分かるような審理、例えば、証拠書類の取調べは要旨の告知一辺倒ではなく、争点に関係する重要なものであれば、その部分については、検察官に、要旨の告知ではなく、調書をきちんと読み上げてくださーいといって朗読してもらい、なるべく法廷で聞いていても分かるように心掛けていました。裁判員裁判が導入されたことにより、私が心掛けていたよりもはるかに法廷の審理が分かりやすくなりました。よかったと思っています。

○大坪 私は民事裁判を担当してまして、刑事裁判は外から見ている形になります。確かに一時陪審裁判がされていた時期もありますが、戦後ずっと裁判官による裁判で運用されてきて、刑事裁判官の方々は皆さん、すごく自負をもって刑事裁判に携わってこられたと思います。その反面、司法制度改革で裁判員とともに裁判をするという形になったことで、当初は心理的な抵抗がなかったわけではないのではと—これは外から見ての推察ですが—思います。もっとも、正面からそんなことを言う刑事裁判官はいなかったと思います。

ただ、現在どうかというとそうではないと言い切ってよいと思います。戦後



の刑事裁判というのは、アメリカの刑事手続法を導入して、大きな変革がされたのですが、それが時間の経過とともに、いわばマンネリ化し、膠着化して、一部において弊害が生じるようになってきたということがいえると思います。この裁判員裁判を導入したことによって、再度大きな変革がなされ、それに伴い積年の、一部ではありますが溜まっていた垢みみたいなものがきれいになったという感じがして、今現在は、刑事裁判官は、皆さん、非常にこの制度はいい制度と受けとめて、やっておられるというふうに、これは全くの私の私見ですが、感じるのです。

そこは、どうですかね。

○**本間** 全くその通りだと思います。

○**大坪** ご自身、ちょっと抵抗あったでしょうか。

○**本間** 先ほども申し上げたように、施行前の準備期間に模擬裁判を経験しております。もちろん、裁判員の役割の方々とも評議を行いました。法廷の審理のみならず評議もオープンに見てもらいました。実際に評議をやってみると、一般の方々とうまく評議をするのは難しいと感じましたし、傍聴された人の感想も同じようでした。裁判員裁判は、裁判官と一般の方々との協働ということが前提になりますが、その「協働」は、共に働くの「共」ではなく、協働組合の「協」です。裁判員裁判で裁判官と一般の方々の協働関係を実現することが求められていますが、模擬裁判の評議を通じて、これは難しく、実際に裁判員裁判を担当すると大変だなというのが実感でした。しかし、いざ裁判員裁判が始まってみると、それなりに評議がなされているように思われ、私が心配したほどでもなく、今は、この制度をしっかりと定着させていくことが必要と考えています。

○**大坪** ここまでは刑事裁判の導入に伴う話と刑事裁判の審理の仕方がそれによってどう変わったかいうところをお話いただきました。裁判員裁判が導入さ

れたことでそのほかどのような変化があったのか、量刑の問題であるとか、事実認定の問題であるとか、あるいは裁判官の役割も変わったのかとか、いろんな角度で結構ですので、お話しください。

○本間 今、手続的なところが大きく変わってきたということをご紹介しました。その外にいろいろ変わってきていますが、大坪先生のお話のとおり、量刑が変わってきています。性犯罪、傷害致死あたりの犯罪の量刑が重くなってきているように思います。それから、殺人事件の量刑については、ばらばらという感じです。重いほうのものもありますし、軽いほうのものもあります。殺人事件でも、同情できる事件については執行猶予が付いて、さらに保護観察も付いている。例えば、家庭内での介護疲れで介護者が被介護者を殺害したというような事件で、同情できるような事情があれば執行猶予が付いたり、さらに、場合によっては保護観察も付くというようになっていると思います。殺人の量刑にはかなり幅あるのが実情だと思います。

次は、事実認定です。裁判員の役割は、裁判官と合議体を構成し、事実認定、法令の適用や量刑を行います。今量刑について申し上げましたが、事実認定については、当初、覚せい剤の密輸の事件が話題となりました。この種の事件は、千葉が多かったのですが、大体、組織的な犯行であり単独で行われるということではなく、運び屋がスーツケースか何かに隠して日本に覚せい剤を持ちこむというものです。起訴された運び屋は、ある人物からスーツケースを日本に運んでくれと頼まれただけだなどと言って覚せい剤がスーツケースに隠されていることは知らなかったとか、自分は組織とは関係なく、共謀していないなどと主張し、これらが大きな争点となりました。裁判官だけの裁判体では有罪とされたのではないかと思われるところ、裁判官と裁判員の裁判体で無罪判決が出ました。一般の方々にとってこの種事件が特異なものであることから、一般の方々の視点でこの種事件に参加して意見を述べるといってもなかなか難しく、証拠調べをしたものの、有罪とするには合理的な疑いが残るといことになり、無罪判決に繋がったのではないかと思われます。当初の裁判員裁判における事実認定について、このようなことがありました。

次に判決ですが、今までの裁判が真実解明といいますか、多くの書証等に基づいて事実認定をし、詳細な判決書が作成されてきました。真実発見型の判決で、量刑もかなり詳しく書かれてきましたが、現在は、裁判官が裁判員と評議した結果を、評価型で判決を書いていると思います。評価型の判決は、要するに、弁護人の弁論を踏まえ、検察官が主張することが認定できるかどうかという観点から、検察官の主張・立証を評価するというもので、この形式によると、判決書も従来のものよりも短くなっていると思います。

後は、保釈率が上がってきているといわれていますので、被告人の保釈がこれまでよりも認められてきているように思います。裁判員裁判では公判前整理手続で争点や証拠を整理します。この手続では弁護人と被告人の意思疎通がきちんと行われていることが重要になってきます。公判前整理手続の進行具合にもよりますが、弁護人が被告人と緊密に連絡を取りながら手続を進行させなければならないような場合には、被告人の身柄を解放してもよいのではないかということなどから、保釈が許可され、保釈率が上がってきているのではないかと思います。

○大坪 量刑については、裁判員裁判導入のねらいどおり、国民の視点に立った量刑になりつつあると考えていいですか。これは行き過ぎだという感想ですか。

昔はよくタクシーに乗ると、運転手の方からあの裁判軽すぎるよとか、よく言われていたのですけどね。逆にある意味でメリハリが利くというか、重いものはすごく重くなるし、軽くしてもよさそうな、例えば介護殺人か何かだと、大胆に執行猶予をつけるというような傾向もあると思いますが、そういうような傾向について刑事裁判官としてどうですか。

○本間 刑は行為責任であり、やったことについてはそれに応じた責任をとってもらおうということで、行為責任を中心に量刑をやってきたところです。やったことについてそれ相当に責任をとってもらおうということになれば、やったことが同じようなものであれば、責任も大体同じようになり、量刑の相場ができ

できます。量刑の相場は、こういうことをすれば、大体このくらいの量刑になるだろうというものです。ですが、裁判員として一般の人が裁判体に入ってきて、一般の人からの視点で見るとき、これまでの量刑でよいのかということになるだろうと思います。裁判員として合議体に参加された国民の皆様には一般の人の視点で考えていろいろ意見を出していただき、その結果、裁判官との評議で量刑を決められますから、刑の基本は行為責任としても、一般の人の視点から見たらこのように考えられるというようなことがあり、それが受け入れられれば、これまでの裁判官による量刑と違ったものになると思われま。裁判員裁判の量刑の幅が広がるのは当然のことと思います。しかし、広がりすぎるところがないかが問題です。求刑どおりの量刑や、中には、求刑の1.5倍の量刑などもありました。これまでの量刑と極端に違う場合には、控訴され、控訴審で判決が破られていますので、量刑は次第に落ち着くところに落ち着くと思いますが、量刑の幅は広がってきていると思います。

○大坪 そこは、法の下の平等みたいな観点からいって問題はないのですか。要するに同じ罪には、同じ刑をとあるべきところ、裁判員裁判では違ってくるというようなことがあると、法の下の平等上問題がある。そういうような危惧はないのでしょうか。昔は、そういうことでできるだけ先例に応じてやっていたのではないのですか。

○本間 そうですね。でもそれでいきますと、一般の人を刑事裁判に裁判員として参加させる意味がなくなりますので、裁判員制度を導入した以上、量刑にこれまでよりもある程度幅が出てくるということは許容されていると思います。

○大坪 きょうは、調停委員の先生も何人か来られて、一般の良識を代表される方々なので、新聞記事が何かで読まれた裁判員裁判の量刑について何かご感想等ございませんか。別に思いつきの感想でよろしゅうございますが、そのほかの方でも結構ですが。

(発言なし) ……

○大坪 そういう裁判員裁判によっていろいろ変化が生じた、その結果、刑事裁判官の役割もだいぶ変わったというようなことはないですか。

○本間 そうですね。裁判員裁判は、裁判員が法廷で見て聞いて分かるという審理をしなければ、裁判員が評議で意見が述べられない。そのためには、公判前整理手続きで主張と証拠を整理しなければなりません。刑事訴訟法では、裁判官が予断をもって公判に臨むことが排除されており、起訴状一本主義がとられています。これまでは、予断排除の原則から、公判前に争点は何かとか、証拠関係はどうなっているかなどといったことについては、裁判所は踏み込んでいませんでした。しかし、裁判員裁判においては、主張や証拠をしっかりと整理しないと公判がスムーズに進行しなくなり、審理に時間がかかることとなります。裁判所の役割は、まず最初に、公判前整理手続きをきちんとするところであり、この役割は非常に大きいと思います。また、公判審理の中でも、見て聞いて分かるということが求められることから、裁判所の訴訟指揮が非常に重要になると思います。

○大坪 従前よりも当事者の役割というのが大きくなっているということはないのですか。昔は、検察官なり弁護士は裁判所にぼんと証拠を出すと、後は裁判所がそこから真実を見きわめようとして、後見的に一生懸命証拠を読み解き考えるというやり方であった、しかし、今の裁判員裁判では、当事者が、専門家でない裁判員を説得するという一方で、証拠を単に投げて全部裁判員に考えてもらうのではなく、もっとお膳立てをする、立証を裁判員がどう受けとめ、どう評価するかということを含めて今までより考えて訴訟活動をする、そういう意味でどちらかというと当事者の役割が大きくなって、裁判所というか裁判官の役割が後退している、そういうような点はないのですか。

○本間 刑事訴訟法は、当事者主義をとっており、主張、立証は当事者がきち

んとやるということが前提となっております。裁判員裁判でも当事者の役割が非常に重要だということはそのとおりであり、裁判員裁判は当事者主義の本来のところに回帰したのかなというように思われます。

○大坪 最後のまとめということで、裁判員裁判を国民がどう受けとめているのかについては、どうなんでしょうかね。

○本間 そうですね。実際に裁判員裁判を担当したことがないので、国民がどう受け止めているかは分かりませんが、最高裁の実施した裁判員に対するアンケート調査を見てみると、裁判員として参加する前は、参加したくないというような消極的な人が大体半分ぐらいの割合だったと思いますが、参加してよかったかどうかというアンケートの結果では、96%くらいになっていると思いますので、実際に参加した人は、ほとんど良かったと評価していると思います。それから、量刑のところでも少し触れましたが、執行猶予を付け、更に保護観察を付けるということも増えているように思います。一般の方は、しっかりと立ち直ってもらいたいということから、判決の言渡し後のことにも目を向け、被告人が社会内で立ち直るために周囲からのサポートが必要である場合には、保護観察を付けているのだと思います。裁判員として参加された一般の人は、被告人の具体的な更生を考えており、このあたりは、今までの裁判と少し変わってきたなと思われるところです。

○大坪 裁判員裁判の課題みたいなものは、今までのお話では、おおむねうまくいっていると、国民の皆さんの受けとめ方もいいと。ただ、課題みたいなものを挙げるとしたら、どういうところがあるのですか。

○本間 課題は、先ほど、大坪先生がおっしゃられたところの当事者の訴訟活動です。裁判員裁判は、見て聞いて分かる公判審理が求められており、自白事件でも被告人質問や証人尋問を使っていこうという方向に動いていることから、当事者の尋問技術が重要になってきます。検察官、弁護人が、いかに的確

な尋問をし、証人から証拠をひきだすかということが重要になってきますし、被告人質問も同様です。尋問技術は経験を積んだり、研さんによるなどして高めていかなければなりません。また、裁判所も、先ほども申し上げましたように、裁判員との協働が大きな問題だと思います。一般の方々にとっては、法律的な知識はそれほどでもないと思われるので、難しい法律概念を分かりやすく説明するということが重要ですが、これは、難しいことを簡単な言葉に言い換えるということではなく、難しい法律概念の本質を掴んだ上で、これを分かりやすく説明しなければなりません。そこで、裁判所も、難しい法律概念の本質を正確に把握する努力をしなければなりませんし、研さんも必要になってくると思います。また、裁判員との協働の中ではコミュニケーション能力が求められます。しっかりと意見交換ができる能力も身に付けなければなりません。

○大坪 最後に、同じパネリストである鈴木先生、何かご感想、ご意見はございませんか。

○鈴木 あまり感想にもならないような話しかできないんですけども。と言いますのは裁判員裁判には全く関わっておりませんので。たまたま裁判員裁判に向けて準備が盛んな時期に民事部にありまして、刑事部は大変だと思っていた程度の感想しかありません。

ただ、本間先生のお話の中で、何回か「協働」という言葉が出ていますね。これは、調停手続、特に家事調停で早くから必要だと言われてきたことだと理解しております。また、コミュニケーション能力に関しましても、家事事件に関わる者にとって非常に重要であると思っております。裁判員裁判の準備段階で研修等の集まりに民事部からも参加することが時々あったのですが、その際のお話の中に、裁判員の方たちと裁判官との間の評議に関しては、調停、特に家事調停の在り方が、非常に参考になるという部分があり、印象に残っています。私も裁判員の方たちに対する事案の説明や評議におけるやり取りについては、何となく家事調停の在り方に通じるものがあるなという認識をもっておりましたので、家庭裁判所の各職種や当事者、手続代理人等が協働関係を築き、

紛争解決に向けて理想的に動いている家事調停の手続というものが、裁判員制度の運用のために参考とされることによって、制度趣旨に適った良い制度として発展していくといいなと思っていた記憶があります。

○大坪 ちょうど、話がつながりました。ここで家事調停の話に進みたいと思います。裁判員裁判というのは、実を言うといろんな角度でいろんな話ができる。私も素人ではありますが、いろいろ本間先生につっこみたいところがたくさんあるのですが、時間的にもうこれで家事調停につながらないといけない時間でございますので、非常にまとまりがございませんが、裁判員裁判の話はとりあえずこれで一段落させていただいて、今つなぎになったように家事調停の話にさせていただきます。

家事調停の皮切りとして、鈴木教授から始めにお話をお願いします。

○鈴木 先ほどお話いたしましたとおり、私は家事事件手続法の施行前の運用準備に裁判官として関わりましたけれども、実際に手続法が動き出してからは、弁護士として若干手続に関わっているという程度でございます。

弁護士としての感想なども踏まえてお話ができれば、今日ご参加いただいている調停委員の方々にとっても、少しは参考にしていただけるのではないかと思います。

改めてお話するまでもないことですが、平成25年1月1日に施行になりました家事事件手続法は、それまでの家事事件の手続法であった家事審判法の改正という形ではなく、新法として成立した手続法です。形式的な面を見ましても、家事審判法に比べ非常に条文数が増えています。また、当事者の手続保障についての明確な規定がおかれ、当事者が利用しやすい手続を目指す新しい制度も取り入れているなど、旧法である家事審判法とはだいぶ手続法としての様子が変わりました。

ただ、実務における実際の手続運営についてみますと、家事事件手続法が施行になった平成25年の1月1日から激変したというわけではないのです。家事事件手続法の施行に至る前、既に当事者の側から出された批判を受けとめて、



様々な改革が重ねられてきていたのです。家事事件手続法の施行は、このような改革の延長線上にあると考えられると思います。

家事事件手続法の内容について少し具体的にお話ししますと、手続運営の中心になるのはやはり当事者の手続保障であるわけですが、手続保障というと民事訴訟を頭に思い浮かべる方が多いと思います。しかし、もちろん家事事件の手続の中でも当事者の手続保障は図られなければいけません。ここで、家事事件手続の中で手続保障がされる当事者とは、誰なのかという問題があります。家事審判法では、条文の中で当事者という言葉は何カ所か使われてはいるのですけれども、当事者概念については必ずしも明確ではありませんでした。手続参加した人も含まれるのか、それから審判の効力を受ける人も含まれるのかというようなことで、必ずしも明確ではなかったわけです。家事事件手続法は、この点について申立人と相手方が当事者であることを明確にしました。その上で、家事事件の手続では他に審判の効力を受ける人や手続参加をする人などもあるわけですから、これらの人々にも申立人や相手方と同じような手続保障を与えられることを規定しました。当事者概念の導入と、それから当事者と同様の手続保障を与えられる人たちの範囲の明確化、これは家事審判法と大きく異なる点だろうと思います。

次に手続保障というのは何だろうかということですが、要は手続の透明化ということですね。反対当事者が何を主張しているのか、手続がどのような方向に進行しているのかなどについて、当事者が理解できる手続の実現ですね。

家事事件手続法の施行前にも手続の透明化に向けた手続運用上の工夫は図られてはいました。ただ制度として、または条文として明確になっていない部分はたくさんあったのです。

今日は家事調停を中心にとということでしたので、家事調停の手続は家事事件手続法上どう変わったのかということを見ますと、実は、家事調停に関しては家事審判法と家事事件手続法との間にあまり変化はないのです。家事調停の手続を合意の形成に向けてどのように進めていくかという具体的な内容に関しては、家事審判法と同様に家事事件手続法でもほとんど条文がないのです。

これはなぜかということ、事実の調査や証拠調べの結果を踏まえて裁判所が判

断を示す審判手続と違って、当事者が合意を形成するための手続である家事調停では、事案ごとに裁判所がその事案に合った手続運用を考えて手続を進めていかなければいけないということなのですね。事案ごとにその内容は変わらなければいけないという前提があるのです。家事調停では、裁判所が裁量性とか後見性を発揮して、その事案にあった手続の進め方をしていくということが必要になります。したがって、合意の形成に向けた手続の進め方に関する一般的な規定を設けることが難しいのです。

それでは当事者の手続保障が柱だと言いながら、家事調停に関してはその影響はないのかということなのですが、それはそうではないのです。

そこで、当事者の手続保障、手続の透明化ということを経とする家事事件手続法の下での家事調停の手続はどうあるべきかということを考えなければいけないということになります。何が家事調停における手続の透明化なのかということなんですけれども、それは当事者が、まず自分が紛争解決の主体だということを理解できる手続。それが理解できるということは、相手が何を主張しているか、どういう資料を提出しているかということが分かった上で、適時に的確な反論ができ、また対抗する資料が提出できるという手続でなければいけないということです。

そして、裁判所と当事者、それから当事者双方の間で情報が共有された上で妥当な解決に向けて意見交換がされなければなりません。

こういうお話をしますと、それでは家事調停は訴訟手続のようになったのですかと言われることがあるのです。家事調停というのは法律の専門家ではない調停委員が中心となって手続を進めることによって、妥当な解決に導く手続であることに特色があり、これが尊重されてきたわけですから、訴訟のように対立当事者の構造化してしまうというのは、問題ではないかというような批判をされたことがありましたけれども、これは間違った批判だと私は思います。

先ほどもお話ししましたとおり、家事調停の手続というのは、手続進行の面でも事案ごとの工夫が必要だということがあります。そこが訴訟の手続とは異なる点だと思います。当事者の手続保障に配慮した手続進行のもとで、家庭裁判所の後見性や裁量性を発揮し、事案に則した解決に向けて家庭裁判所の各職種

と当事者、手続代理人の協働関係によって妥当な解決を図るための手続と考えれば、これはやはり訴訟の手続とは違います。家事事件手続法下の手続であっても、家事調停が訴訟化されたと理解することは間違っていると思います。

次に、手続の透明化ということに関する工夫についてですが、一つは、申立書や答弁書をはじめとするいろいろな書式の整備ですね。定型書式が整備されたことによって、反対当事者の主張が分かり易くなり、裁判所も手続進行に必要な情報を簡潔に手に入れることができるという状況になっています。

情報を共有することとは場合によっては相反するプライバシーの保護の問題があります。できるだけ適時に、相手が何を主張し、どういう資料を提出したのか、裁判所はどういうことを考えて手続を進行しているのかということを知らせるということは非常に重要なんですけれども、家事事件は、家庭内の紛争ですから、プライバシーの侵害が問題となる場面もたくさんあります。また、DV関係の事案ですと、被害を受けている当事者の住所や勤務先の秘匿が問題となります。これらの情報の秘匿については、かつて必ずしも対応の仕方が整備されていない状況にあったわけですが、家事事件手続法の施行を境に、秘匿の申し出等に関する書式の整備と相まって、手続の中で適切に対応できるようになったと思います。

先ほどお話した当事者と裁判所間の情報共有を実現するための手続として、家事調停では、当事者双方を立ち合わせた上で手続説明が行われています。これは、調停期日の最初と終わりに当事者双方立会いのもとに期日で話し合われた内容、争点、次回期日までに準備すべき事項などについて確認するものです。これについてもいろいろ批判があったようですが、事案に応じた対応によって、情報共有という面でそれなりの効果を発揮しているものと理解しております。

弁護士になって、家事事件手続法下での手続運営に関する批判としてよく聞かれるのが、杓子定規な手続運用、マニュアルどおりの手続運用ということですね。不思議なことなんですけれども、家裁の手続は事案に応じた柔軟な対応がされているというのが基本だろうと思うのですが、何故かこのような批判があるのです。当事者の手続保障、手続の透明化のためにどのような工夫がされる

べきかという検討がされ、これが様々な形で文章化されてきますと、これを杓子定規に守らなければならないと考えてしまう。その結果柔軟性に欠ける対応が問題となります。どの手続も同じように手順よくやらなければいけないと頑なに考えてしまいますと、かつてあった家裁の手続は何をやっているのか分からないという批判とは別の視点からの批判が生まれます。私は、常に考えるべき家事調停の手続に関する課題として裁判所側の手続指揮の重要性という部分があるように思います。

それから、もう一つ、世の中の動きを見ていますと、特に子供の問題、家事調停との関係でいうと、面会交流とか養育費の支払いの履行についての問題が大きくなっています。家事調停の手続の前後における行政や当事者支援団体等と家庭裁判所の連携の問題も今後の課題かと思っております。

まとまりのない話ですが、私の考えているところです。

○大坪 ありがとうございます。

本間先生、どうですか。何か、補足しておっしゃることありませんか。本間先生も家裁所長としてのご経験がおありになるので。

○本間 私の感想ですが、先ほど刑事裁判のところで松尾先生の上げている例をお話しましたが、ある本で読んだ記憶があるものの、どの本かはっきりしませんが、家事調停をあることに例えると、このようになるのではないかと思います。それは、当事者が高い山を登るようなものであって、山を登るのは、鈴木先生がおっしゃったようにあくまでも当事者である。当事者に付き添ってその山を案内するのは調停委員である。裁判官は、ベースキャンプのところで総合的な観点から当事者が登る道を間違えないように方向を示したりする。調査官の役割は、専門性を発揮して前方に危険がないか探る、例えば、崖がないかどうか事前に調査する。書記官の役割はどうかというと、ベースキャンプと当事者・調停委員の間に立って、その間の連絡役である。関係者が一体となって山を登るように、調停も、当事者と事件に関与する者が一体となって、当事者間の紛争を話し合いで解決していくということだと思います。その中で、紛争を

解決する主体はあくまで当事者であり、当事者には主体的に山に登っていただかなければなりません。決して、調停委員が当事者の尻をたたいて押し上げたり、あるいは引っ張り上げるようなものではなく、裁判官を中心にして調停委員、調査官、書記官の各職務担当者と当事者が力を合わせて紛争を解決していくということが重要と思います。しかし、現在は、情報化社会となりインターネットでいろいろな情報が容易に入手できるようになったことや、国民の権利意識が高揚し、価値観が多様化したり、家族関係が希薄化したりと社会状況は以前と大きく違ってきています。このような社会状況を反映し、紛争解決を求めて家裁にみえる当事者も以前と違ってきており、インターネット等で情報をいろいろと入手して自分なりの考えを持っている方が多くなってきており、お互いに譲り合って解決するという調停がなかなか難しくなっているように思います。私は、現在、宇都宮家裁で調停委員をしています。調停が難しくなってきた状況の中で裁判官を中心として、先ほど鈴木先生のお話にありましたように、家裁の後見性や裁量性をうまく発揮しながら調停委員としてその役割を果たしていきたいと思っています。

○大坪 ありがとうございます。

私は、長い間調停とは縁をきっているのですが、全然具体的にイメージがないのですが、鈴木先生に質問させてください。先ほどのお話は要するに、家事調停というもの今は手続的保障というのが大きな課題として上がってきて、そのために情報の共有、透明というのがうたわれている、ただ、同時に家事調停には後見性とか裁量性という性質もあるので、両者の調和として手続指揮が重要であり、余りしゃくし定規に事を運んではいけない、かいつまんで言うと、こういうまとまりとなるということですよ。

それを具体的に言うと、情報の共有、透明化というキャッチフレーズだけではいけない、しゃくし定規ではまずいというのは、どういう場面でそういうことが起きるのかという点について、もう少し具体的にお話いただけないですか。

○鈴木 例えば、先ほどお話した当事者双方立ち会いのもとでの手続説明です

が、これは一時期とても批判されたことがあったのですが、それは、事案の特質など考えずに、どのような事案でもそれを実施しようとする事への批判だったのです。事案によっては、配偶者からDV被害を受けて、精神的に混乱をきたしている当事者、その他の理由で、相手方と同席すると精神的な症状が出てしまうという当事者、このような人達に対しても、情報の共有、手続の透明化のために必要だから同席をとということになると、これは問題でしょうということもあるわけです。

○大坪 情報の共有化という関係からいくと、同席の説明が始めと終わりだけという御説明でしたが、途中、途中で同席調停みたいなのをやるという、そういう動きはないのですか。これは、昔からそういう議論があるところで、私の古い知識でも同席調停をお勧めという議論はあったので、何か情報の共有化という意味では、一番同席調停すれば情報共有が図れる。民事訴訟なんてまさにそうですね。必ず両当事者が集まったとこでやるので、何を向こうが言っているのかというのがわかる。

調停の場合だと、多分、書面は余り出ないでしょうから、その調停の場での発言したかという情報が大事なのではないかと思うのですが、そのあたりはどういうふうになっていますか。

○鈴木 今、大坪先生、書面が余り出ないだろうとおっしゃったんですけども、それが出るんです。それぞれの主張については準備書面等の書面の提出が普通になっていますし、陳述書やその他の資料の提出も同じです。

書類の出し方も、民事訴訟と同じように多くの場合当事者間で直送をするといった形で、大体ルールが決まっています。

○大坪 僕のはるか35年前だと、最初の調停申立書に、ごくごく簡単な記載、紛争の実情が数行書いてあって、あとは大体口頭で聞いていたような気がしますが。そういうのでは今はないのですね。

○鈴木 はい。争点は何かということをも明確化することは、これは重要だろうと思います。そしてそのためにはやはり主張の書面化が必要だろうということになりますし、それから主張の裏付けになる適切な資料というものも見た上で手続を進めなければいけないことになるだろうと思います。同席調停の可否というのは、調停の技法としてそれが適切かどうかという問題なので、同席による手続説明とはまたちょっと視点の違う問題かと思えます。

今の大坪先生のお話で、ちょっと思い出したんですけども、平成12年ころに家事事件を担当した際には、それまでほぼ開示されていなかった家庭裁判所調査官作成の調査報告書が基本的には開示されるようになってきていて、その後は家事事件手続法の規定と同様の運用がされてきたと思います。かなり短期間で手続運営の在り方が変わってきたという記憶です。

○大坪 他の弁護士から聞くと、ずっと待っていて、入れかえに入っていくと余り説明もなく、では次回にしましょうなんていう話もあると聞いたことがあります。

○本間 よろしいですか。情報の共有化についてですが、調停においては、当事者が同席することはなく、調停委員会は別々に当事者から事情を聞いているのが通常であると思います。そして、聞いた事情をそのままではなく、その要点をまとめて他方の当事者に伝えていると思います。私は、他方当事者が判断して結論を出す上で特に重要なことは正確にこれを伝えなければならないので、一方の当事者からそのような重要な話が出た場合には、内容をまとめ、これをその当事者に確認し、このような内容で相手方に伝えますがいいですかと言って了解をもらい、相手方に伝えるようにしています。その上で、相手方がこれに対する言い分があれば、これを聞きながら調停を進めているところです。

○大坪 このあたりで、せっかく御参加いただいた調停委員の方々から御発言いただけるとよろしいのですが。いかがでしょう。はいどうぞ。

○I 今回の件ですけどね、私、千葉家裁の支部で家事調停委員をしましたIと申しますが、確かに当事者双方から文書がぱっと途中で出てくることがあるのです。実はこうなんですって、いろいろ細かく書いてあります。でも、このことは相手には言わないでくださいって。何のために出してくるかという、結局調停委員に自分に有利に判断してもらおうと思って出してくるわけです。そう言うのにこれを相手に見せるというともめますので、そういうときは一旦止めて、次回これを出していいのか、見せてはまずいというなら相手方に見せるという前提で書いてくださいということにしています。確かに、細かくいろいろ感情的な問題で相手とトラブルになったら嫌だという趣旨もあるし、自分のほうに有利に考えてもらいたいが、相手に言ってもらっては困るというものもあるのですけれども、整理して、もう一回書いて出してもらおうことにしています。そうすると、かえって長くなってしまう場合もあるので、場合によっては、それを次回の期日に出すのではなくて、次回の期日の1週間前とか10日前ぐらいまでに出していただいて、それを相手方に読んでもらって、考えてもらうというような形で。情報開示するについては、そういうやり方で両方に理解してもらおうことにしています。しかし、余り下手にやるとトラブルになる、それから時間もかかってしまうということで、その辺は経験を積まないといけません、大体我々もそれになれてきてやっていると思います。

○大坪 ありがとうございます。どうでしょうほかの方は。

あるいは情報の共有、透明化というのをいろいろ打ち出しているけど、その結果、調停はやりにくくなったとか、そういうようなご意見でもいいと思いますが、せっかくでございますから、責任は問われませんので。

○W すみません。責任取らないでいいということなので。無責任な意見を述べさせていただきます。鈴木先生がおっしゃったように、本当に事案に応じた対応をしていますので。多くの場合、当事者と顔を合わせたくないというケースが多いですね。やっぱり当事者同士で話ができないという方たちが多いので、結果的には、同席での説明とかがないケースのほうが、私たちの扱うケースの



中では多いと思います。ですから、そこだけ見たら全然前と変わっていないじゃないかと思われるかもしれませんが、でも、書面の扱いについては、随分変わってきました、提出してもらった以上は謄写を申請されると開示されることとなりますよということを言いますので、それを控える人も多くなって、書類は随分少な目になってきたという気はします。ですから、気持の上では、すごくそういったことを意識するようにはなっていますけれども、実際に結果としては、かなり変わっていないようなところもあるかなという感想です。

○鈴木 先ほど言い忘れたので。協働という言葉をしっかく本間先生からいただいたのですから、これに繋げて、少しつけ加えたいのですけども。

特に家事事件にかかわっているときに、調停委員の方たち、それから書記官、調査官等の職員の方たちとの協働関係、また当事者、それから手続代理人も含めた協働関係が築かれることで、いい解決に結びつけるという、なかなかそういう理想的なことは実現しない場合のほうが多かったように思いますけども、その過程がとてもやりがいがあると感じていました。裁判官として。家事調停の手続であれば、手続に関わる方々との協働関係を前提とした手続指揮ですね。

○大坪 そういう協働関係を築くうえで、この情報の共有化というのが役に立っているということになるわけですね。ああいうふう当事者との関係で同じ情報をもつことによって、協働関係が築きやすくなる。

○鈴木 そうです。

○大坪 そういう問題ですね。

○鈴木 はい。

○大坪 どうでしょう、せっかくですから調停委員の先生方、ほかに何か。何

でも結構です。はいどうぞ。

○S S簡易裁判所で民事調停委員をやっております。裁判官との協働ということで、現状はどうなっているのかとか、以前はどうだったのかということなんですけど、幸い所属の裁判官がいませんので、ぜひお話ししたいと思います。

私、7年目ですかね。最初の4年間ぐらいは、裁判官との間で事前の評議とか事後の評議というのはめったになかったのですね。ややこしそうな案件だなというふうに、裁判官のほうが考えたケースだけ事前に評議をもちかけられる。あるいは期日の終わったところでどうだったというふうに声をかけられるかってことはありましたけども、定例化レベルでの評議というのは基本的になかったんですね。

それが2年ほど前からどうも様子が変わってまいりました。調停時報などで裁判官との評議の重要性というのを書かれ始めたころから、明らかに自分のところの裁判所の様子が変わってきたという実感があります。最初は事前評議の定例化だったのです。それから1年ぐらいたつと、今度は事後評議もだんだん当たり前になってくるようになりましたですね。その日、期日が始まる前に評議があって、終わった後また裁判官と評議をやって、これからどうするということまで話して、その日は終わりにするという、これが今、普通のパターンになってきているという状態です。

ですから、裁判官との間の意思疎通自体が、私たちが調停委員になりたてのところからいうと、相当変わってきていて、今はかなり濃密に行われるようになってきている実態があるということを申し上げました。以上です。

○大坪 ありがとうございます。非常に心強い発言で。ただ、6年前と言われて気づいたのですが、私は当時横浜の地方裁判所の所長をしていた時期だと思います。そういう話、初めて知りました。けしからんですね。簡裁判事を交えた協議会が何かをやるときには、調停での裁判官の役割は要所要所で評議をして、調停委員と大きな共通認識をもつことだということ言っていたつもりなんですけど。ただ最近はそういうことがないというお話でございますので、

非常に心強いお話でありありがとうございました。

あと、どうでしょう。御一方ぐらい。何でも結構でございます。せっかくでございますから。

○K教授 では、私が。責任を問われたいということなので、私、家事と民事とで、調停委員をやっています。家事調停についての感想ですが、当初のころは最初の手続の説明のときに、両当事者が同席することが多かった。

ところが、新しい手続法ができてから、逆にほとんどというか、かなり多くの事件で、最初の手続のときから、同席ではないことが多くなりました。初回の時から待合室なんかも階を分けて、あと時間も分けてとか、そういうことが多くなったんです。

DVとかの事件なら、そういう事情はわかりますけれど、そうではない事件で、相手の姿を見ると精神的に不安定になるので分けてくださいとか、怖いから顔を合わせないようにしてくださいと。では、その当事者が入ってきて、その怖いという人を見ると、全然怖がってないのではないかと感じることがあります。むしろ、そういうことを理由にして、顔を合わずに済ませたいということが増えているのではないかという気がしています。

それから、もう一つ、調停で日本の場合には別席が主流になっていて、同席で行うときには、事前に裁判官と協議しろと言われるのですが、外国に行くと全く逆なんです。同席が当たり前で、別席にすると、却って当事者から公平さを疑われるんですね。一方当事者と取引しているのではないかと。

正直な話、別席のほうが楽なんです。両当事者はもう紛争状態になっていますから、まず当事者の一方から意見を聞いて、次に、まとめるために必要な情報を相手を見ながら聞いて、これを繰り返しながらまとめていくということになりますから。まさに合意を構成する上での便宜といいますが、そういう意味では、裁判所や調停委員にとっての便宜には違いないんです。しかし、実際の情報の共有化とかを言うのであれば、同席が、主流にならなければいけないのではないかと思うのです。そうしないと、両当事者の意見が食い違ったりするときに、どうやってそれをまとめていくのかとか、争点はどこにある

のかとか、そういう技術が調停委員の中できちんと育まれてこないという気がします。今のようなやり方を続けていては、難しいでしょうね。

じつは、私は、大坪先生が所長をされていた当時、調停委員の研修会で、パネルディスカッションをしたのですが、その時の課題の中には、調停委員にとって、そういう調停の技術を磨いていく要素はあまり無いのです。裁判所主催の研修は定期的に行われていますが、そういう技術を磨かせる研修の仕方について、裁判所もどうやっていいのかわからないのではないかと思いますよ。研修担当の講師の方もそうですよね。だから、やはりこの先、どのようなやり方で、一般の調停委員に同席調停に対応できる能力をつけさせるのが、重要な問題になると思えるんです。どのような方法で、どんな内容の教育するかとか、これから必要になるのではないかと思います。特に家事調停の場合には、そういうことが必要になるだろうと思います。

いかがでしょうかね。

○鈴木 先ほども申し上げたとおり、同席調停の可否の問題は、調停技法の問題で、それについてどちらがいいという結論づけというのはできないだろうと思っております。事案によって同席調停が適するものもあれば、そうでないものもあります。実際に特定の調停に関わって初めてその調停が同席調停に適するかどうか判断できるわけですから、実務上同席調停が一般的に主流となるべきというのは相当ではないように思います。

ただ、今のK先生のお話の中で、私も共感する部分というのが一つだけあるんです。多分、K先生のお話の趣旨とずれてはいないと思うんですが、事案ごとに適切な手続運営を図っていくということが重要だと考えていくと、法律の専門家ではない一般の方が司法制度にかかわる手続という基本的構造は変わらないとしても、調停委員としての専門性のようなものが求められる時代になるのかなという思いがあります。

○大坪 同席調停の問題というのはこれまでも論議されていることで、日本人の国民性で一緒にいると言えない人もいるとか、いろんなことが言われている

ように思います。また、同席調停となると、相当な技量がいるというようなことで。

実を言うと調停だけではなくて、訴訟手続による和解というのも同じ問題が根っこにある。しかし、別席のほうが、K先生がおっしゃったようにやりやすいんですよ。で、弁護士も多くは、別席を結構望むのです。しかし、実を言うと問題がないわけではない。透明性という意味では、本当をいうといろいろな問題があるのだと思いますが、もう長年の伝統になっていて、難しい問題ではある。しかし、非常にするどい御指摘だと思います。

今後日本社会が変わってきて、より透明性などを要求する時代になってくると、今のような別席調停でやりやすくやっているだけではもたなくなるかもしれないという気もします。これは大きな課題なのかもしれませんね。

ということで、まとまりがございませんが、K先生の御指摘で課題が出てきたということで、この話題もこの程度にさせていただくことにしたいと思います。

最後にパネリストの皆さんから最後に簡単に御発言をいただくというふうにしたいと思います。

最初に、私から一言言わせていただくと、きょうは家事調停と裁判員裁判を取り上げましたが、そこから落ちている分野として、私が主として担当してきた民事裁判の問題があります。今日はすっぱり落ちています、これは平成10年の民訴法の改正に伴って、その前後にいろいろ運用改善がされました。そこでのやり方というのは、刑事裁判と共通の土台があります。刑事裁判は事前の準備手続で争点を整理し、その後証拠調べを一気にやるという方法ですが、民訴の改正前後における運用改善でも、従来のさみだれ型審理から、計画審理を導入して、弁論準備で争点をきちんと整理して、集中証拠調べをして一気に判決に至るというもので、ある意味でこの動きは裁判員裁判の運用の先取りだと思っていたのです。しかし、既にこの民訴の改正から10年以上が経過しまして、裁判員裁判の先ほどの御紹介と比較をしますと、今ではやや逆におくれたものになっている、あるいはマンネリ化しているという気もします。そこで、さらに最近は一段の改善工夫が必要ではないかという動きもあるのかのように聞

いております。

また、利用者の意識調査等を見ても裁判員裁判は高い評価を受けていますが、民事訴訟については必ずしも利用しやすいという評価はいただいていないような気がします。裁判員裁判や家事事件の運用の動きをもにらんで、民事裁判もまた動かなければならない時期かもしれない—今はOBとして傍から見守る立場ですが—という感想をもちました。

では、本間先生よろしく申し上げます。

○本間 私は、仕事のことを人に話をするとき、大学で刑事系の科目を学生に教えています、家裁で調停委員もしています、と言っています。そうすると、刑事と家事の組み合わせから、大体、あれどうしてですかと不思議がられます。刑事だけでは不思議がられないかと思いますが、家裁の調停委員になった理由を説明しますと、先ほど私の裁判官としての経歴を申し上げましたが、家裁の調停を担当したときに、調停が成立して調停条項を確認して両当事者が調停室を退出する際、両当事者からありがとうございますと言われたことがありました。双方にとって良い結果の調停だったのだと思います。ウイン・ウインの関係ができたのだと思います。そのとき、裁判官として、調停委員と共にこの調停を担当して良かったという何とも言えない充実感で一杯になりました。そこで、退官後もこの充実感を味わいたくて調停委員として仕事をしたいと思いました。これが調停委員を希望した理由です。

先ほどの当事者双方からお礼を言われたものも含め、私は、調停事件で、調停委員会の一員である裁判官として調停室に入ったときには、必要があれば、紛争を解決するに当たって法律的にどのような問題があるのかななどを説明してきましたが、その際、当事者に分かりやすく説明することを心掛けてきたつもりで、私としては当事者に理解していただいたと思っています。

一方、刑事の方でも、裁判員裁判では裁判官とこれに参加される一般の人との協働が1つのテーマになっています。一般の人との協働においては、一般の人に難しい法律概念などを理解していただくかなければなりませんし、分かりやすい裁判が求められます。そうすると、分かりやすい裁判、分かりやすい調停

の実現ということでは共通点があると思います。一般の人との分かりやすいコミュニケーションを重ねながら1つのものの作っていくということは、似ているのかなと思います。裁判員裁判が実施されており、今後は、これを我が国にしっかりと定着させなければなりません。地道な努力が必要ですが、これが定着すれば、我が国の刑事裁判も一層良くなると希望を持っています。

○大坪 ありがとうございます。

では最後に、本当の締めくくりとして鈴木先生。

○鈴木 私が任官して以後、民事もそうですし、刑事もそうですし、家庭裁判所の手続も少年も含めまして、手続法が変わりました。非常に短期間でどんどん変わっていて、それはいろいろな意味で社会が動いていることと関連していて、それを反映して、より分かりやすく迅速に公正な裁判をするための手続に変化してきたものだと思うんですけれども。特に、私が一番かかわってきた家事事件で言うと、成年後見制度の改革から人事訴訟の家裁への移管と続いた平成15年、16年あたりから、家事事件の手続が最も興味深い分野としてクローズアップされてきていると思うのです。

今日は院生の皆さんいらっしゃるんですけども、法曹になられて、社会の動きに合わせた裁判手続の変化というものを体験されると、よりご自身の仕事へのやりがいを感じることができると思います。ぜひとも、一生懸命勉強をして、できるだけ早く法曹として巣立っていただければなというふうに思います。

○大坪 それでは、この程度で終わりということにさせていただこうと思います。本日はありがとうございます。(拍手)

○司会 ありがとうございます。

きょうは、「日本の裁判制度の現状と課題」ということで、こういうパネルディスカッション催させていただきました。

きょう1日、お話を聞いていますと、司法制度というのは今まで法曹、法律

の専門職、そういう人がやっているんだということで、そういう法律の専門職が法律を厳格に適応し、そして裁定をしていくんだと、こういうイメージがあるわけです。そこの中に裁判員、あるいは調停手続ということで、きょうのパネリストのお話の中でそういう一般の方というお話がありました。また、わかりやすい、あるいは協働というお話がございました。

そういう形の中で、その法律の専門職というか、専門的知識に加えて何かが加わってくる。それがまた今、鈴木先生の話の中では、おもしろい時代になっているんだと。司法制度が変わっていくんだと。そういった中で国民の納得ですとか、理解ですとか、そういったものがさらに加わっていくんだと、そういうような形で、日本の裁判制度がまた新しいものに変っていくのかと、そんなようなことを感じさせるような、お話がございました。

また、いろいろなことを私も考えてみたいと思います。また、きょう御参加いただきました皆さん方も、そういったことをきっかけに、また日本の裁判制度ということについて、お考えいただければというふうに思っております。

きょうはまた、この3人の先生方にもう一度、拍手をいただきまして終わらせていただきます。(拍手)

どうも皆さんありがとうございます。